

南知多町公式フェイスブックページ運用要領

(目的)

第1条 この要領は、町が開設する Facebook (以下「フェイスブック」という。) の南知多町公式フェイスブックページ (以下「公式ページ」という。) で、町政等に関する様々な情報 (以下「情報」という。) を即時に発信するための運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(アカウント)

第2条 フェイスブックのアカウントは、公式ページの運用に従事する企画課職員が取得するものとする。また、取得したアカウントは、公式ページを使って情報を発信する際に使用する。

2 アカウント取得に使用するメールアドレスは、企画課が管理しているメールアドレスとする。

3 パスワードは、セキュリティポリシーに基づき定める。

(運営主体)

第3条 公式ページの運営主体は南知多町とし、公式ページの管理は企画課が行う。

2 公式ページを運営するにあたって、情報の作成、発信、更新の決定及び公式ページ管理者の選任は、企画課長が行うこととし、公式ページ管理者は、情報の作成、発信、更新にかかる事務を行う。

3 公式ページのアドレスは <https://www.facebook.com/minamichita> とする。

(情報発信)

第4条 情報の発信は、企画課長の指示のもと公式ページ管理者および企画課長が認める者が公式ページから行うものとする。

(掲載内容)

第5条 公式ページは、次に掲げるもので、主に行事・イベントを掲載するものとする。

(1) 広報誌その他町が発行する印刷物又は町のホームページに掲載した情報

(2) 町メールサービスで配信したもの

(3) 町から何らかの手段で町民等に情報を提供すべきもの

(4) その他企画課長が適当と認めるもの

(管理)

第6条 公式ページ管理者にかかるアカウントのメールアドレス、パスワードは、企画課で管理し、他に開示してはならない。

(意思決定)

第7条 情報の発信については、原則として企画課長の決裁を必要とする。ただし、フェイスブックの特性や情報の発信の即時性を考慮し、事前に企画課長の判断を得ている場合には、公式ページ管理者または企画課長が認める者が情報の発信をできるものとする。

(掲載時間)

第8条 原則として、土・日曜日、祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日

までの午前8時30分～午後5時15分の間に情報掲載を行う。ただし、上記時間帯以外においても情報発信する場合がある。

(町以外のフェイスブックページ、アカウントへのコメント及び返信コメントの禁止)

第9条 町以外のフェイスブックページ、アカウントへのコメントは行わない。また、公式ページに対するコメント（意見や反応等）については、返信コメントをしない。ただし、特に企画課長が必要と認めるものは、この限りでない。

(町以外のフェイスブックページ、アカウントのシェア及び「いいね」機能使用の禁止)

第10条 町以外のフェイスブックページ、アカウントへのシェア及び「いいね」機能は使用しない。ただし、特に企画課長が必要と認めるものは、この限りでない。

(町ホームページへの表示)

第11条 公式ページを町ホームページ上に掲載し、情報の発信を行うとともに、なりすましでないことを証明する。

2 この要領を町ホームページ上に掲載するとともに、第9条及び第10条の禁止事項を明示する。

(なりすましへの対応)

第12条 なりすましを発見した場合は、町ホームページ等においてその旨を発信し、なりすましフェイスブックページが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(投稿の削除)

第13条 公式ページ閲覧者による以下に定める投稿を禁止し、予告なく削除することができる。

(1) 法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容

(2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの

(3) 政治、宗教活動を目的とするもの

(4) 著作権、商標権、肖像権など、町または第三者の知的所有権を侵害するもの

(5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの

(6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの

(7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容

(8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの

(9) 本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの

(10) 有害なプログラムなど

(11) わいせつな表現などを含む不適切なもの

(12) その他、町が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページなどへのリンク

(遵守事項)

第 14 条 法令及びこの要領を遵守すること。

(その他)

第 15 条 その他、この要領の実施について必要な事項は企画課長が定める。

附 則

この要領は、平成 26 年 1 月 6 日から施行する。